

令和2年4月使用分より上下水道料を改定します

上下水道使用料は令和元年10月1日から消費税率が10%に改定したことに伴い、令和2年4月使用分（5月請求分）から次のとおり改定します。

【水道料】

用 途	基本水量	現 行 料 金		改 定 後 料 金	
		基本料金	超過水量	基本料金	超過水量
一般家庭用	10m ³	1,540円	1m ³ につき180円	1,570円	1m ³ につき190円
団 体 用	20m ³	4,060円	1m ³ につき230円	4,140円	1m ³ につき240円
営 業 用	20m ³	4,060円	1m ³ につき230円	4,140円	1m ³ につき240円
工 業 用	100m ³	14,090円	1m ³ につき160円	14,350円	1m ³ につき170円
浴 場 用	100m ³	9,970円	1m ³ につき110円	10,160円	1m ³ につき120円
メーター使用料	13mm	320円	1基1か月	330円	1基1か月
	20mm	490円		500円	
	25mm	660円		670円	

【下水道使用料】

用 途	基本水量	現 行 料 金		改 定 後 料 金	
		基本料金	超過水量	基本料金	超過水量
一般家庭用	6 m ³	1,110円	1m ³ につき180円	1,130円	1m ³ につき190円
個別排水	6 m ³	1,110円	1m ³ につき180円	1,130円	1m ³ につき190円

○改定後の水道料・下水道使用料の計算例

一般家庭用 20 m³の場合（メーター13mm）は **7,590円** となります。

・水道料 **3,800円**（基本料金 1,570円 +（超過料金 10 m³ × 190円） + メーター使用料 330円）

・下水道使用料 **3,790円**（基本料金 1,130円 +（超過料金 14 m³ × 190円））

○現行料金と改定後料金との比較（一般家庭用 20 m³の場合（メーター13mm））

	現 行 料 金	改 定 後 料 金	差 額
水 道 料	3,660円	3,800円	140円増
下水道使用料	3,630円	3,790円	160円増
合 計	7,290円	7,590円	300円増

〈問い合わせ先〉 建設管理課 管理グループ 上下水道係

電話 5 - 1 1 1 6 ・ 告知端末機 5 - 8 8 1 6